

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

平成三十年八月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録検査機関の名称			変更の内容	変更のあった農産物検査員	変更年月日
抹消	抹消	抹消			
石田 隆信	稲田 瑞穂	出張 一樹	氏名		
山県郡北広島町蔵迫一五〇二番二号	安芸高田市高宮町原田三〇二〇番地	安芸高田市高宮町来女木五六五番一号	住所		
もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	もみ、玄米、大豆、そば	農産物検査を行う農産物の種類		
平成三〇年七月二〇日	平成三〇年七月二〇日	平成三〇年七月二〇日			

広島北部農業協同組合